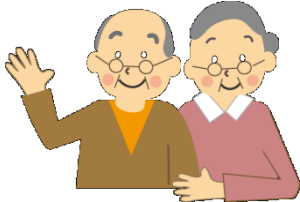


自動車総連・積立年金共済

自動車総連・積立年金共済の必要性

1. 日本人の平均寿命

※平均寿命とは、0歳の人々の平均余命をいいます。



男性 80.79 年 女性 87.05 年

これは毎年上昇しています！

<厚生労働省「平成27年 簡易生命表」より>

2. 一般的な平均年額(基礎年金と厚生年金の合計額)

※基礎年金と厚生年金の合計額

※加入期間や生年月日、サラリーマン時代の平均収入額(賞与を含む)で個人差があります。(配偶者は除きます)

一般的な平均年額
約 150～270 万円

月額換算
約 12.5～22.5 万円



公的年金だけでは不安です！

<生命保険文化センターHP(平成29年1月)より>

3. 60歳以上の月間収支例*

※世帯主が60歳以上で無職である世帯(世帯員が2人以上)の家計

約 6.2 万円不足！

可処分所得 約 18.1 万円

消費支出 約 24.3 万円

- ・食料費
- ・教育娯楽費
- ・保険医療費 等

<総務省「平成27年 家計調査年報」>

この長期不足分を、自動車総連・積立年金共済で準備できます。

自動車総連・積立年金共済の3つのポイント

【ポイント1】 目的に合わせた2コースがあります

	個人年金コース	一般積立コース
加入年齢	満 50 歳未満	満 70 歳未満
全部中止	払込を中断することはできません	最長 3 年間払込を中断することができます※1
積立金の払出	払出はできません (脱退して一時金を受取ることはできます)	積立金を払出すことができます (契約は継続します)
年金の取扱い	年金月額にかかわらず取扱います	年金で受取る際は、初年度年金月額が 1 万円未満の場合は、年金の取扱いはできません※2
保険料の税法上の取扱い	個人年金保険料控除の対象	一般の生命保険料控除の対象
積立金受取時税法上の取扱い	脱退一時金は、一時所得として課税対象（所得税に加え復興特別所得税が課税されます） 年金は雑所得として課税対象	

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

- ※1 一般積立コースは、育児休暇中や休職中など、掛金の払込が困難な場合、加入（積立）期間中に保険料の払込み（積立）を3年間中断することができます。
- ※2 夫婦終身年金や5年倍額給付年金を選択する場合は初年度年金月額が2万円以上である必要があります。詳細についてはパンフレットをご確認ください。

⇒保険料控除の対象となるため、税軽減効果があります！

（参考）個人年金保険料控除「積立年金」に年間保険料を 10 万円支払った場合の税軽減額の試算

	独身	夫婦のみ	夫婦・子ども1人
年収 300 万円	6,100 円	6,100 円	6,100 円
年収 500 万円	8,600 円	8,600 円	6,100 円
年収 700 万円	13,800 円	13,700 円	8,600 円
年収 1,000 万円	13,700 円	13,700 円	13,700 円

※上記税軽減額は、平成 28 年度税制による試算額で、今後変更となる場合があります。

- ①社会保険料控除額は財務省試算用指数を使用。
- ②住民税の均等割は人口 50 万人以上の市における標準税率(4,000 円)。
(平成 26 年度から平成 35 年度まで、道府県民税、市町村民税を各 500 円、計 1,000 円を加算)
- ③課税所得は 1,000 円未満切り捨て、税額は 100 円未満切り捨て。ただし、復興特別所得税は 1 円未満切り捨て。
- ④課税所得欄の数字は所得税の課税所得。
- ⑤課税所得の計算—給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除(加入の場合のみ)、配偶者控除(所得税 38 万円、住民税 33 万円)、扶養控除(一般(16 歳～18 歳)は所得税 38 万円、住民税 33 万円、特定扶養親族(19 歳～22 歳)は所得税 63 万円、住民税 45 万円)、基礎控除(所得税 38 万円、住民税 33 万円)を差し引き算出。
- ⑥夫婦と子 1 人は、一般の控除対象扶養親族 1 人として計算。子がすべて扶養控除対象外の場合は、単身者または夫婦者を参考のこと。
- ⑦生命保険料控除の対象となる生命保険、個人年金、介護医療保険に加入の場合、生命保険料控除額は平成 23 年 12 月 31 日までに締結した契約については、一般、個人年金それぞれ最高で所得税 5 万円、住民税 3 万 5,000 円、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した契約については、一般、個人年金、介護医療それぞれ最高で所得税 4 万円、住民税 2 万 8,000 円となる。ただし、新旧生命保険料控除の合計適用限度額は所得税 12 万円、住民税 7 万円となる。※
- ⑧新生命保険料控除制度は、平成 24 年分の所得税、平成 25 年度の住民税から適用。
- ⑨復興特別所得税(基準所得額×2.1%)が平成 25 年分から平成 49 年分まで課税される(給与所得者は源泉徴収による)。1 円未満切り捨て。

<平成 28 年度版 保険税務のすべて(新日本保険新聞社)より>

※平成 22 年度の税制改正により、平成 24 年度以降の契約締結分から生命保険料控除制度も改正されましたが、自動車総連・積立年金は昭和 61 年 8 月 1 日付発足の制度につき、改正前の生命保険料控除が適用となります。

【ポイント2】 積立途中でも口数を自由に変更できます

	月払 (3口以上最高100口)	ボーナス払 (3口以上最高100口)	一時払 (1口以上最高200口)
1口当たりの掛金	1,000円	10,000円	100,000円
制度運営費	7円	20円	0円
保険料	993円	9,980円	100,000円

【制度運営費】

自動車総連で制度を運営するための事務費です。月払掛金×0.7%、ボーナス払掛金×0.2%です。

【保険会社の事務費】

この制度を管理、運営するための保険会社の事務費です。

この事務費は、掛金のお払込の都度、掛金に対して約1.3%を頂きます。又、前年決算からの平均残高に対して約0.1%の事務費を別途載せます。記載の事務費は2017年2月1日現在のもので、今後変動する場合があります。

	月払口数(円)	払込期間	払込掛金累計	積立金(年金原資)
A	3口(3,000円)	35年	1,260,000円	1,515,060円
B	7口(7,000円)	15年	1,260,000円	1,344,350円
			差額(A-B)	170,710円

⇒同じ払込累計でも、長く続けた方がメリットがあります！

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2016年12月1日現在)を引受割合(2016年12月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

また、年金の給付額は明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2016年12月1日現在年1.25%)を使用しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。詳細は、パンフレットをご覧ください。

この制度は、次の生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

明治安田生命保険相互会社(幹事)、太陽生命保険株式会社、富国生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、住友生命保険相互会社

【ポイント3】 運用利率は予定利率年1.25%+配当率

- ・ 予定利率については将来変更される場合があります。
- ・ 毎年の配当率はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。
- ・ 決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

◆詳細はパンフレット(自動車総連・積立年金)等をご覧ください。

◆お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-827-050

明治安田生命・自動車総連担当

(受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日を除く))



◆申請用紙送付先

〒134-8585

東京都江戸川区臨海町 5-2-2

株式会社アテナ内 **自動車総連積立年金担当**

当ホームページに掲載している内容は 2017 年度の制度内容(2017 年 2 月 1 日時点)のものです。
ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います